

公 示 日：2026年5月20日（水）

調達管理番号：26a00097

国 名：ブラジル連邦共和国

担 当 部 署：人間開発部保健第一グループ保健第二チーム

調 達 件 名：ブラジル国新型コロナウイルス感染症にかかるゲノム・モニタリング・ネットワーク強化プロジェクト（業務調整）（現地滞在型）

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用（現地滞在型）」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付、期間等

- （1）担当業務：業務調整
- （2）格付：4号
- （3）業務の種類：専門家業務
- （4）在勤地：リオデジャネイロ市
- （5）全体期間：2026年7月上旬から2027年9月上旬
- （6）業務量の目途：12人月

2. 業務の背景

ブラジルは、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のパンデミックにおいて、国内での流行が拡大し、累計感染者数・累計死者数ともに顕著に多く、また、2015-16年のジカウイルス感染症の流行の他、インフルエンザ、デング熱、チクングニヤ熱等が度々流行を起こしている。さらには、黄熱、狂犬病等、致死率の高い感染症の発生も報告されており、ウイルス感染症への対応が公衆衛生上の課題の一つとなっている。ウイルスの流行をいち早く同定できるゲノム解析を行うことは、より迅速で効果的な公衆衛生政策への活用や薬剤開発にとって必要不可欠である。

ブラジル連邦保健省傘下のオズワルドクルス財団（以下、「Fiocruz」という。）は1900年に設立され、医療分野の教育や研究、ワクチンを含む薬剤の開発・製造を担う国立機関である。同財団は保健省指定のゲノム解析基準機関の一つであり、

2020年3月にCOVID-19ゲノム・モニタリング・ネットワーク（以下、「FCGSN」という。）を設立し、全国8か所のFiocruzユニット（研究所）において、主に公的医療機関からのサンプルを基にゲノム解析を行い、GISAID¹への報告及び保健省や州保健当局への情報提供等を行っている。加えて、汎米保健機構（PAHO）と連携し、中南米・カリブ地域のゲノム解析の拠点として、グアテマラ、ボリビア、パラグアイ等近隣諸国のゲノム解析の受託や同諸国へのゲノム解析に関する研修において協力を行っている。FCGSNは、基本的な機材・能力は有しているが、次のような課題が認められた。(1) 解析依頼数が多く、現有の機材では十分対応できていないユニットもあること、(2) ゲノム解析の質を維持するシステム（外部精度管理）が構築されていないこと、(3) ゲノム情報が疫学調査に十分に活用されていないこと、(4) 予算や他の病原体への適用等、COVID-19収束後にゲノム・モニタリング・システムをいかに維持するかが示されていないこと、である。

かかる状況を踏まえ、FCGSNの強化を目的として、わが国に技術協力の要請がなされた。本案件は、対象の5ヶ所のFiocruz優先ユニットにおいて、感染症関連ゲノムをモニタリングする仕組みの整備、ゲノム・モニタリングの重要性を示す日伯共同研究の実施、ゲノム情報の活用方法にかかる日伯両国間で知見の共有により、対象地域におけるCOVID-19含む感染症に対する、効果的かつ迅速なゲノム・モニタリング・ネットワークの確立を図り、もってブラジル全体のCOVID-19及び世界的流行を引き起こす可能性のある感染症に対する、持続可能かつ迅速性の高いゲノム・モニタリング・ネットワークの強化に寄与するものである。

本専門家は、チーフアドバイザーを補佐しながら、プロジェクトの予算執行管理、機材調達、オフィス整備、日伯共同研究に関連する本邦研修及び短期専門家の受け入れ等の業務を円滑に行うとともに、保健省をはじめとする関係機関との会議やFiocruz優先ユニットにおける研修、セミナーの開催を支援する。

3. 期待される成果

(1) プロジェクト関係者間の意思疎通が円滑に図られ、プロジェクトの投入(日本側の投入のみならず、カウンターパート(C/P)の配置、ローカルコスト予算等の先方の投入)が計画的に執行され、プロジェクトの活動が計画通りに実施される。

¹ GISAID (Global Initiative on Sharing Avian Influenza Data) は、2008年の設立以来、感染症の監視とデータ共有を推進する重要な国際的イニシアチブ。特に、インフルエンザウイルスや新型コロナウイルス (SARS-CoV-2) に関する全ゲノムデータを、研究者や公衆衛生機関にオープンに提供することを目的とし、ゲノムデータのアクセスを平等にし、研究者や公衆衛生担当者がリアルタイムで感染症の動向の把握を可能にしている。

- (2) 進捗状況に対応した各種報告書が遅滞なく提出される。
- (3) 日本側の事務、会計、庶務が規則どおりにかつ効果的に行われる。

4. 業務の内容

(1) チーフアドバイザーの行う運営管理業務を補佐し、また相手国機関との協議を踏まえ、協力計画(専門家派遣計画、研修員受入計画、機材供与計画、在外事業強化費執行計画、ローカルコスト負担事業計画)の進捗状況の管理を行う。²

(2) プロジェクト終了後の相手国機関の実施計画立案をチーフアドバイザーとともに補佐する。²

(3) 合同調整委員会の開催・参加等を通じ、相手国機関のプロジェクト実施計画の把握を行う。

(4) 提出する報告書の作成にあたり、遅滞なく提出されるようチーフアドバイザーを補佐する。³

(5) 各種の広報活動を通してプロジェクトを積極的に宣伝する。

(6) プロジェクトの専門家の行う技術移転に関する計画立案に関し、協議を行い、実施の支援をする。

(7) プロジェクトの円滑な実施に支障が生じた場合、関係機関、チーフアドバイザーと連携し、その解決にあたる。

(8) 日本側チームの活動に伴う公金管理、物品管理、事務・会計・庶務を取りまとめ、その計画的な執行を図る。

(9) 相手国、JICA、日本人専門家間の連絡・調整役として、JICA 事務所等と協議をしつつ活動の効率化を図る。

(10) 年次計画の進行に支障となる事項(機材通関、C/P の配置、相手国の予算等)に常時注意を払い、問題が生じた場合には、関係機関、日本大使館、JICA 事務所等について十分に協議し、その打開策を見つけ出すとともにその解決の促進を図る。

² これまでのプロジェクト実施を通じ、日本側専門家の相手の主体性を引き出す関わりと、専門家およびカウンターパート機関との計画的な運営委員会の実施等により、Fiocruzの5ユニット、日本側専門家、JICA間の情報共有およびコミュニケーションは改善されてきた。これを継続し、プロジェクト成果の持続性を確保するため、複数組織間の連携促進に向けた提案を求める。

³ 各種報告書等の提出が滞ることのないよう、必要なアプローチについて具体的な提案を求める。

特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

No.	提案を求める項目	業務内容での該当箇所
1	専門家や相手国関係者との情報共有/ コミュニケーション手法	(1) (2) (4)
2	関係機関間の連携促進にかかる手法	(1) (2)
3	プロジェクト成果の持続性の確保の 具体的手法	(1) (2)

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通り。

類似業務経験の分野	保健医療分野の業務調整の経験 ⁴ 。
語学の種類	英語（必須）、ポルトガル語（望ましい）

5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	部数	言語	形態
3か月報告書	渡航開始より3か月 ごと ⁵	JICA 国際 協力調達 部契約推 進第1課 ／第2課 (CC: 人間 開発部)	—	日本語	電子データ
業務進捗報告書 ⁶	渡航開始より6か月	JICA 人間	—	日本語	電子データ

⁴ 感染症対策に関連する経験を有する場合は高く評価する。

⁵ 個人コンサルタントの場合は、最初の報告書は、2か月目終了後に速やかに提出する。

⁶ 第2次現地業務進捗報告書（日本語）は（3）専門家業務完了報告書をもって代えることとする。

	ごと	開発部			
		JICA ブラジル事務所	—	日本語	電子データ
業務完了報告書 ⁷	契約履行期限末日	JICA 人間開発部	—	日本語	電子データ
		JICA ブラジル事務所	—	日本語	電子データ

6. 業務上の特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地渡航は8月下旬出発を想定していますが、公用旅券発給や受入れ確認の取付状況により前後する可能性があります。具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することとします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本専門家のみです。

(2) 参考資料

実施中の案件のため、なし。

7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザルの提出期限日	2026年 6月 3日 12時まで
2	プレゼンテーション実施案内	2026年 6月 12日まで

⁷ 発注者指定の様式に基づき作成する。

3	プレゼンテーション実施日	2026年 6月 17日 10時30～12時
4	評価結果の通知日	2026年 6月 22日まで

8. 応募条件等

- (1) 参加資格のない者等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし
- (3) 家族帯同：可

※（特権・免除条項、相手国要請の観点から必要な場合）本応募は日本国籍保有者に限ります。

9. 簡易プロポーザル等提出部数、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) プレゼンテーション資料提出部数：1部（PPT 3枚程度目安）
- (3) 提出方法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNERを通じて行います。（<https://partner.jica.go.jp/>）

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

（https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf）

10. プレゼンテーション評価の実施方法

簡易プロポーザル評価での合格者のうち上位 2 者に対し、プレゼンテーション評価を上述の日程にて実施します。同評価も踏まえて、最終的な契約交渉順位を決定します。プレゼンテーション評価実施案内にて、詳細ご連絡します。

- ・実施方法：Microsoft-Teams による（発言時カメラオンでの）実施を基本とします。
- ・一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
- ・使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
- ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。

- ・業務従事者以外の出席は認めません。
- ・競争参加者（個人の場合は業務従事者と同義）が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

11. 簡易プロポーザル・プレゼンテーションの評価項目及び配点

（１）業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針、実施方法 | 36 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

（２）業務従事者の経験能力等：

- | | |
|---------------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 20 点 |
| ② 語学力 | 10 点 |
| ③ その他学位、資格等 | 10 点 |
| ④ 業務従事者によるプレゼンテーション | 20 点 |

（計 100 点）

12. 見積書作成に係る留意点

見積書は、契約交渉に間に合うよう、事前に提出をお願いします。

本公示の積算を行うにあたっては、「業務実施契約（現地滞在型）における経理処理・契約管理ガイドライン」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/resident.html>

（１）報酬等単価

① 報酬：

家族帯同の有無		本人のみ（家族帯同無）	家族帯同有
月額（円/月）	法人	1,078,000	1,228,000
	個人	832,000	982,000

② 教育費：

就学形態		3歳～就学前	小・中学校	高等学校
月額（円/月）	日本人学校	43,000	-	-
	インターナショナルスクール／ 現地校		166,600	192,000

③ 住居費：1,800 ドル／月

④ 航空賃（往復）：2,114,910 円／人

(2) 便宜供与内容

- ア) 空港送迎：現地業務の到着時のみ、便宜供与あり
- イ) 住居の安全：安全な住居情報の提供および住居契約前の安全確認あり
- ウ) 車両借上げ：あり（防弾車）
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 執務スペースの提供：Fiocruz 内における執務スペースあり
- カ) 公用旅券：日本国籍の業務従事者／家族は公用旅券を申請
日本国籍以外の業務従事者／家族は当該国の一般旅券を自己手配

(3) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ブラジル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.ht>

ml

(4) 臨時会計役の委嘱

業務に必要な経費については、JICA ブラジル事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。関連するオリエンテーション（オンデマンド）の受講が必須となります。

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

(5) その他留意事項

派遣後業務を委嘱する可能性があります。

詳細は、契約交渉時に調整します。

業務単価（月額）	法人：707,554 円／月
	個人：439,688 円／月

以上